

【論文】

受刑者は「支援的な処遇」をどう受け止めているのか ——X 刑務所における女子依存症回復支援センターを事例として——

How do Prisoners Experience “Supportive” Treatment? : A Fieldwork of the Addiction Recovery Support Initiative for Female Prisoners in a Japanese Prison

加藤 倫子[†], 大野 光子^{††}

1 問題の所在

2020年4月、X刑務所(女子施設)内に「女子依存症回復支援センター」(以下、センターとする)が開設された(平井・加藤 2020, 平井 2021)。2019年度より開始された、女性薬物事犯者を対象とする「女子依存症回復支援モデル事業」(以下、モデル事業とする)の一端をなしている。モデル事業は、個々の受刑者の出所後の生活を見越した支援体制をセンター入所時から構築し、刑務所を出た後も継続して切れ目のない支援を行うことを目的としており、センターはその刑務所処遇のパートを担っている。

センターはいくつかの点で従来の刑務所とは異なる処遇を行っている(加藤・平井 2022)。たとえば、入所者を薬物事犯者に限定し、X 刑務所の他の受刑者とは接触させない独立収容ユニットとなっていることや、法務省からの委託を受けた民間の女性支援 NPO である Y が女性特有の困難性や依存症に着目した専門プログラムを開発・監修していることなどがあげられる。そこで行われる処遇は、依存症からの回復を志向する「支援的な処遇」が謳われているが、一方で、刑務所が元来有している特徴がセンターから失われたわけではない。

本論文では、このように、拘禁・刑罰執行施設である刑務所において展開された「支援的な処遇」の一部に焦点を当て、受刑者たちがそれをどのように受け止めているのかを検討する。

以下では、まず、従来の刑務所処遇が受刑者からどのように受け止められてきたのかを整理したうえで、それに対して、センターにおける「支援的な処遇」がどのような画期性を持つものなのかを、「拘禁の痛み」をめぐる研究群を手がかりに概観する(第2節)。次に、本論文で分析対象となるデータについて述べ(第3節)、分析を行う(第4節)。分析では、刑務所内で起こった懲罰事案をめぐる、受刑者たちが語り合う場面を取り上げる。その語りは、受刑者たちがセンターをどのように経験しているのかを示すものでもある。さらに、こうした「支援的な処遇」について、「刑罰権力の軟化」という議論の蓄積を参照しつつ検討し、「支援的な処遇」が別種の「拘禁の痛み」をもたらす可能性があることを示唆する(第5節)。最後に、受刑者の経験した「支援的な処遇」がはたして「拘禁の痛み」を緩和するのかを考察する(第6節)。

[†] 立教大学社会情報教育研究センター特定課題研究員 mkato@rikkyo.ac.jp

^{††} マヒドン大学アジア言語文化研究所講師・立教大学社会学部特定課題研究員 mitsuko.ono@mahidol.ac.th

2 「支援的な処遇」を行う場としてのセンター

2.1 「拘禁の痛み」とはなにか

日本国外、特に英語圏において「支援的な処遇」が登場してきた背景としては、刑務所に拘禁されることによってもたらされる「拘禁の痛み」の存在が指摘されてきた。

「拘禁の痛み」とは、G. サイクスが提起した概念で、端的に言えば、刑務所に収容され自由や権利を制限されることで生じるさまざまな苦痛のことである(Sykes 1958=1964)。サイクスは、刑務所内で受刑者たちを管理する体制について論じたうえで、受刑者たちが拘禁をどのように経験しているかを、自由、物品やサービス、自発的な性的関係性¹⁾、自主性、安心感といったものの制約や喪失として論じている。具体的には、厳格なルールの下で刑務所内外の移動の自由を制限され人間関係やコミュニケーションが管理されること、物品やサービスを十分に(自身が望む程度に)享受できないこと、物事を選択権や決定権がなく弱々しく頼りない存在として無力化されること、刑務所内で同囚や職員からの暴力や嫌がらせにさらされる可能性があるため不安感から逃れられないことが記述されている。そして、それは「収容に伴う種々の制限」というだけではなく、「強制的に隔離されることによる剥奪」の帰結としての「痛み」として受刑者に経験されているということを指摘した点に、サイクスの議論の特徴がある。

サイクスの議論は、E. ゴフマンが、精神病院や刑務所、修道院といった施設に共通する傾向を「全制的施設」の特徴として描いたものと共通している(Goffman 1961=1984)。ゴフマンは、「全制的施設」は施設の内と外に大きな隔たりがあり退出不可避であるということや、施設の外と切り離される際に各人の自己アイデンティティを含む「私物」が剥奪されることで被収容者が無力化されるということを指摘している。被収容者と収容者の間には不均衡な関係性が築かれ、被収容者は収容者から直接・間接を問わず侵襲を受け、被収容者の自己アイデンティティは破壊され、再構築を迫られる。L. セクストン(2015)は、ゴフマンの研究について、「全制的施設が受刑者に及ぼす施設化の力が、深遠な懲罰権力にもなりうることを実証している」と指摘している。

サイクスやゴフマンが拘禁によってもたらされる「痛み」や「無力化」を論じて以降、こうした研究は、新たな痛みが発見されたり、細分化されたり、あるいは拘禁をより広い文脈で——すなわち、刑務所に収容されることだけでなく出所後の生活にも影響を及ぼす、刑事司法全体の影響として——捉えられるなど、さまざまなかたちで展開していった(平井 2022)。「拘禁の痛み」についての研究の広がりが示しているのは、つまるところ、「拘禁の痛み」がいまなお観察され続けているということであり、その削減や軽減が研究上・実践上の課題であり続けているということでもあろう。本論文のフィールドであるセンターに関してもそれは例外ではない。次項ではそのことを確認していく。

2.2 「拘禁の痛み」を緩和するものとしての「支援的な処遇」

刑事施設においては、かねてより、薬物事犯者向けの処遇として「薬物依存離脱指導」が実施されてきた。それは、刑事施設の職員が実施するグループワークなどを通じて、受刑者に薬物使用に関する自身の問題性についての理解を深めさせ、再使用に至らないための知識やスキルを習得させることがめざされている(法務総合研究所 2020)。だが、近年、こうした従来からの処遇が見直されるようになってきた。このような再検討が

行われるようになった背景には、薬物事犯者の再犯率の高さが指摘されている²⁾。

ただし、この再犯率の高さの要因は、刑務所での処遇のみに求められるものではなく、刑務所を出所した後の受刑者の「社会の受け皿」がないという刑務所外の問題があることも指摘されている(浜井 2006; 平井 2015)。依存症支援の現場に長年携わってきた専門家たちは、薬物依存症者は「治療」や「生活の支援」の対象とされるべきところ、刑務所外でも「処罰」的な対応をされることが多いと指摘する(松本 2018; 大嶋 2019)。薬物依存の背景には、貧困や差別といった構造的な暴力にさらされやすいことや、病気や障害といった種々の困難が存在していることに加え、とりわけ女性の薬物依存者はさまざまなジェンダー暴力・性暴力の被害や摂食障害などの女性特有の困難性を抱えていることが多いことも十分に理解されているとは言い難い(大嶋 2019)。

センターは、こうした状況をふまえ、「支援的な処遇」を標榜して登場してきた。当時のセンター職員は、X 刑務所の中でモデル事業の一部であるセンターを開設するに至ったいきさつを以下のように説明している。

「いきいき・きょうせいプラン2019」³⁾では、施設での指導と社会での支援をつなぐ仕組みを構築するための項目が設けられ、その一つである薬物依存のある者への新たな支援として「薬物事犯者の再犯を防ぐためには、『回復』という視点が必要です。TC(回復共同体)を参考に、刑務所の中の生活環境や処遇・指導の内容をこの視点から捉え、受刑中から社会復帰後も、必要な支援を受けられるようにできないか。そんな新しい、将来を見据えた挑戦を X 刑務所で始めます」という文言が盛り込まれた。これを受けて当支所においては、令和元年度を準備期間として令和五年度までの五か年を事業期間とし、「女子依存症回復支援モデル事業」を実施することとなった。(谷之口 2020: 78-79、匿名性保持のため引用者が地名を伏せた)

引用にあるように、センターでは、刑事施設において行われてきた従前の処遇や指導、さらには刑務所の中の生活環境さえも、薬物依存からの「回復」という視点から捉え返し、必要な支援が検討される。それでは、その新規性は具体的にはどのようなものか。同じく、センター職員の記述を見てみよう。

「女子依存症回復支援モデル事業」は、X 刑務所内において、出所後の生活環境により近い環境を整備するとともに、その環境の中で出所後も継続可能な「女子依存症回復支援プログラム」(以下「プログラム」という)を受講させ、出所後はプログラムを実施する薬物依存症回復支援施設に帰住等をさせる体制を整え、社会内で現に支援を行っている民間事業者と連携し、継続的支援につなげる一連の枠組みを構築するものである。(谷之口 2020: 82-83、匿名性保持のため引用者が地名を伏せた)

センターにおける処遇の新規性は、受刑者の行動ひとつひとつが統制され管理された「刑務所空間」を、施設の外に広がる「社会」の状態により近づけて処遇することや、薬物事犯者の背景には「薬物依存症」という病気があることを理解し、受刑者たちが置かれた生活環境を見据え、依存症からの回復に向けて「施設の内外をつなぐ継続的な支援」を行うことがめざされている点にあると言えるだろう。つまり、センターにおける「支援的

66 受刑者は「支援的な処遇」をどう受け止めているのか

な処遇」は、従来の処遇においては相対的に看過されてきたもの——拘禁によって生じる不安感や無力感、そして、主体性の剥奪といった「拘禁の痛み」——に目を向け、刑事施設の中でわずかでもそれに対処しようとする試みであると言えるかもしれない⁴⁾。であるならば、この試みはセンターの受刑者たちにどのように受け止められていたのだろうか。

3 分析データの概要

3.1 本論文の分析対象

本論文では、2020年4月から2021年1月に録画されたセンターにおけるプログラムのデータのうち、コアプログラムとセンターミーティングの一部データを分析対象とする。プログラムはセンターミーティング(週3回)、NA/AA/GA メッセージミーティング(週1回)、手仕事&アート(週1回)、コアプログラム(週2回)、プリズンブッククラブ(週1回)、ソマティクス(週1回)、生活術(週1回)の計7つが展開されており、受刑者たちは、平日午前中は刑務作業に従事し、平日午後はいずれかのプログラムに従事している。プログラムは、いずれも薬物依存の回復に資するとされるものである。

コアプログラムもセンターミーティングも、グループワーク形式で行われるプログラムだが、コアプログラムは、前述のNPO法人Yが、女性の依存症治療に関する最先端の知見やこれまでYで積み重ねられてきた援助経験にもとづいて開発したテキストを使用しながら、依存症に関する知識を身に着けたり、これまでの自身の経験を言語化することを促したりするものとなっている。一方、センターミーティングは与えられたテーマについて考え、自分の体験にもとづいて話すことが主たる目的のミーティングである。

3.2 調査対象者のプロフィール

本論文の調査対象者のプロフィールは表1のとおりである。プライバシーに配慮し、個人が特定されないように詳細部分は伏せ、分析上問題のない範囲で再構成している。また、プログラムの録画・調査分析に当たっては、X 刑務所、受刑者、NPO 法人 Y に調査概要を説明の上、同意を得ている。

表1 調査対象者(職員・受刑者・支援者)のプロフィール

センター職員	整理番号	センター職員	整理番号	受刑者	整理番号	受刑者	整理番号	支援者	整理番号
センター統括	X1	教育専門官	X9		P11		P16	NPO法人Yの代表	Y1
非常勤職員	X2	教育専門官	X10		P12		P17	地域支援 コーディネーター	Y2
中堅刑務官	X3	若手刑務官	X11	懲罰対象者	P13		P18	地域支援 コーディネーター	Y3
中堅刑務官	X4	若手刑務官	X12		P14		P19		
中堅刑務官	X5	若手刑務官	X13		P15				
中堅刑務官	X6	若手刑務官	X14						
教育専門官	X7	若手刑務官	X15						
教育専門官	X8	若手刑務官	X16						

4 「支援的な処遇」は受刑者にどのように受け止められたのか

本節では、「支援的な処遇」が受刑者にどのように受け止められたのかという本論文の問いを明らかにするため、センターで実施されるプログラムにおける、刑務官、又は教育専門官と受刑者の会話のデータの抜粋を示す。また、以下で示す会話中の話者の表記は表1の整理番号に対応している。

4.1 「どこまで正直に言っているかわからない」

ここでは、2020年10月1日の「コアプログラム」における受刑者と担当教官のやりとりを示す。プログラムの参加者は、教育専門官1名(X8)、刑務官1名(X15)、そして、受刑者5名(P11、12、14、15、16)である。本項では、薬物使用について、「正直に話す」ことを受刑者に求めるプログラムを通して、刑事施設でおこなわれる「支援的な処遇」が受刑者にどのように受け止められたのかを示す。

本データでは、まず、プログラム担当の教育専門官(X8)が受刑者に薬物使用のメリット(よい点)について話すよう促す。X8が「特に成績とか下がるとかないんで」(01行目)と言うと、P12が「ポイント制ですか(笑)」(02行目)と応答する。続いて、他の受刑者が笑いながらも戸惑った表情を見せるのが、抜粋1の冒頭である。

〈抜粋1〉

- 01 X8:この時間、なんでしょね、覚せい剤のいい点言える、貴重な時間だと思うんで、特に成績とか下がるとかないんで。覚せい剤の(話しても)
- 02 P12:ポイント制ですか(笑)(全員笑いながらも、困惑した表情)
- 03 P14:覚せい剤の話したらよくないのかと思ってた(笑)
- 04 X8:いいことになるなら。いや、なんでしょね、やめたい気持ちあるけど、でもちょっと自信ないとか、そういうことを言ったからって別に成績が下がるわけじゃないです。むしろ、正直に…なんでしょね
- 05 P14:どこまで正直に言っているかわからない
- 06 X8:悩ましいですよ
- 07 P16:なんか、嘘はついてないんですけど、どこまでっていう自分がいるんですよ。どこまでしか話せないっていう
- 08 X8:そこ、無理する必要はもちろんないので、はい。でも、なんでしょ、正直になんか、伝えたい気持ちを言ってもらっても別に成績下がることはないです
- 09 P16:成績下がるのは嫌です
- 10 P14:もう全然使いたくないですよっていうのは嘘です、私は。使いたくなる時は多分あると思う。それをどうやって抑えるかだと思う。この中(=刑務所の中)はいいけど
- 11 P16:絶対手に入ることはないから
- 12 P14:そこが一番の問題

抜粋1で最初に着目したいのは、教育専門官(X8)の「いいことになるなら」[話してよい](04行目)という発言だ。X8は続いて、「やめたい気持ちあるけど、でもちょっと自信ないとか」(04行目)と言い、「いいことにな

68 受刑者は「支援的な処遇」をどう受け止めているのか

る」内容の例示を試みたあと、「そういうこと〔覚せい剤をポジティブに〕言ったからって別に成績が下がるわけじゃないです」(04行目)と、「いいことになる」内容なら「成績は下がらない」ことを確認する。ここまでの X8の発言から、「いいことになるなら」というのは、薬物を断つことや薬物依存症からの回復をめざしていることが周囲に伝わる内容であれば、発言してよいという留保表現だと考えられる。

次に、「いいことになるなら」という X8の留保表現への応答として、P14が「どこまで正直に言っていいかわからない」(05行目)と発言する。さらに、その応答として、X8が「悩ましいですよ」(06行目)と返した後、続いて P16が「嘘はついていないんですけど、ここまでっていう自分があるんですよ。ここまでしか話せないっていう」(07行目)と発言する。ここでの P14と P16の発言は、その前の X8の「いいことになるなら」〔覚せい剤について話してよい〕(04行目)という発言への応答であるが、教育専門官が受刑者に求めている、「いいことになる」内容と「成績が下がる」内容の境界線を探っていると考えられる。そしてその後、X8が再び「別に成績下がることはないです」(08行目)と言い、覚せい剤の話をして、成績評価と関連しないことを強調する。続いて P16が「成績下がるのは嫌です」(09行目)と応答し、「いいことになる」内容であれば「成績は下がらない」ことが教育専門官と受刑者の間で明示的に確認される。

以上のやりとりを経て、ようやく、P14が、「もう全然使いたくないですよっていうのは嘘です、私は。使いたくなる時は多分あると思う。それをどうやって抑えるかだと思う」(10行目)と、このプログラムにおいて求められている、「薬物使用について正直に話す」ことへの応答がある。プログラムでは、「薬物を使用しないで生活すること」をめざしてグループワークが行われているが、同時に、それがどんなに大変で困難であるかも学んでおり、受刑者たちはプログラムを通じて「薬物を使いたい気持ちが出てきても、薬物を使わないで、別な方法をとることができるか」ということを身に着けていこうとしている。その時、「薬物を使いたい気持ち」やそれに伴って生じる葛藤を正直に話すということもプログラムの中で重視されている。P14は、「〔薬物を〕使いたくなる時は多分あると思う」と、「正直」に話す一方で、「それをどうやって抑えるかだと思う」とも語っており、この P14の応答はセンターのプログラムの主旨を踏まえた「いいことになる」語りの産出であると考えられる。

以上のように抜粋1では、教育専門官が「薬物使用のよい点について、正直に話すように」受刑者に求めているが、三度にわたり「成績は下がらないので」と発言しなんとか受刑者の語りを引き出そうとしていることが見て取れる。このことは、覚せい剤についてのトピックは、刑務所内での自分の立場を悪くさせる可能性があるリスクの高い話題であると受刑者たちに感受されていることを示している。一方で、既述の通り、「支援的な処遇」のプログラムでは、薬物を断つことの葛藤を正直に話し、そのような葛藤を他者と共有することが回復に資するとされる。したがって、P14の「どこまで正直に言っていいかわからない」(05行目)や、P16の「なんか、嘘はついていないんですけど、ここまでっていう自分があるんです」(07行目)との発言は、刑罰執行機関である刑事施設でおこなわれる「支援的な処遇」という状況に置かれた、受刑者の戸惑いがあらわれているとも考えられる。

4.2 P13の懲罰事案をめぐる

ここでは、2020年11月4日に行われたセンターミーティングにおける、NPO 法人 Y の代表、教育専門官、そして受刑者のやりとりを示す。この日のセンターミーティングは、受刑者(P13)がセンターを離脱させられる

という懲罰事案をテーマとして話しが進行している。P13が、センターの受刑者たちが夜間等を過ごす M 寮のホールにおいて、反則行為をした疑いを認めたことから、当日夜勤を担当していた刑務官が夜勤監督者らに報告を行い、P13に対して注意をしたところ、P13から言葉を返されるということがあった。その結果、監督当直者の判断の下で反則行為の調査が行われることになり、P13に対する懲罰が執行された。その結果、P13はプログラムの受講途中でありながら、センターを離脱することとなった。

ミーティングの参加者は、支援者(Y1)、教育専門官(X9)、そして受刑者(P11、P12、P14、P16)である。本項では、受刑者(P13)のセンター離脱という懲罰事案に対する他の受刑者の発言を通して、刑事施設でおこなわれる「支援的な処遇」が受刑者にどのように受け止められたのかを考察する。

(1)「察してください」と言われて

先述の通り、P13は懲罰によってセンターから他の工場へ移された。P13のセンターからの離脱を受けて、NPO 法人 Y の代表である支援者(Y1)は、普段、受刑者が生活を送る M 寮内でセンターミーティングを開催し、P13の離脱について、受刑者たちが何をどこまで知り、そして何を感じ考えてきたのかを知りたいと提案する。Y1の提案後、少しの沈黙があり、受刑者(P11)が「P13さんの件は、私は話しも聞かれてないですし、話し自体も知らなくても、この話し合いに参加できるんですか？」(01行目)と口火を切る。

〈抜粋2〉

01 P11:P13さんの件は、私は話しも聞かれてないですし、話し自体も知らなくても、この話し合いに参加できるんですか？

02 Y1:それってどこまで

03 X9:皆さんには話さないことになっていたの

04 Y1:あーじゃあみんなも知らない

05 X9:具体的な話は知らない

06 P16:私はトラブルになってるときにその場に居たので、原因は少しは知っている

07 Y1:ああじゃあ皆は、P13さんが突然居なくなった事実だけは知っているのね

08 P11:知りたい気持ちはありますね。どうしたのかっていう

09 P12:そうです。ある日突然居なくなった。朝食の時に居なくなったのが分かって。いつも6人なのに5人しか居なくて。寮の先生に P13さんどうしたんですか？と聞いたら「察してください」と言われて(笑)。それ以上何も聞いてないです

(中略)

10 P14:実際何がどう起きてるのか分からない

11 Y1:彼女がルール違反したから

12 P14:どういうルール違反なんですか？

13 Y1:皆が察してたように、私も察してたことはそういうことなんだけど(笑)

14 P12:だから、何をしてルール違反になったのかっていう具体的なものがいまだにちょっとわからないか

70 受刑者は「支援的な処遇」をどう受け止めているのか

ら。どこまで先生に、先生と言い合いになったとか。何を、何の話を、どこまで言い合ったのかっていうのが全然わかんないんで

01行目のP11の発言のあと、Y1が教育専門官(X9)に向かって「それってどこまで」(02行目)と発言し、X9が「皆さんには話さないことになっていたので」(03行目)と応答し、さらにY1が「あーじゃあみんなも知らない」と返すと、X9が「具体的な話しは知らない」と応答する。Y1がP13の懲罰事案について他の受刑者がどこまで知っているのかをX9に確認し、皆が教育専門官からは何も知らされていないことを確認する場面である。

以上のやりとりのあと、受刑者たちが口々にP13の件について、知っていることを話し出すが、ここで注目したいのは、P12の「そうです。ある日突然居なくなりました。朝食の時に居なくなりましたのが分かって。いつも6人なのに5人しか居なくて。寮の先生にP13さんどうしたんですか?と聞いたら『察してください』と言われて(笑)。それ以上何も聞いてないです」(09行目)という発言である。冒頭の「そうです」というのは、その前のY1の「あーじゃあ皆は、P13さんが突然居なくなった事実だけは知っているのね」(07行目)への応答である。P12は、続けてP13が居なくなったことが分かった時のことについて、「朝食の時に」、「いつもは6人なのに」と具体的に描写したあと、P13が居ないことを寮の先生に聞いたら、「察してください」と言われたことを少し笑いながら話し、その言葉に従って、「それ以上何も聞いてないです」と発言を締めくくる。

以上のように、P12はP13が来るはずの場所にあらわれなかったことから、刑務官に率直にそのことを訊ねたが、「察して下さい」と返され、それ以上のことを聞くのを差し控えたことがわかる。P12は、刑務官の「察して下さい」との発言から、P13に何らかのルール違反があったことを察知するが、P12の「だから、何をしてルール違反になったのかっていう具体的なものがいまだにちょっとわからないから」という発言が示しているように、P13が何をしてルール違反になったのかなど、具体的なことは分からないままとされており、それを気にしている様子がうかがえる。

(2)何回かきると、どこが押さえどころかわかる

Y1の導きによって、ミーティングは次第に刑事施設のルールについて話題が移される。Y1が「言い合ったりすること自体はここではだめなんでしょう?」と受刑者に投げかけると、複数の受刑者が「職員の先生と言い合いになるのは絶対にだめ」と口々に答える。その後、過去に受刑経験のあるP14とP16が、P13の件について話しを始めるのが、抜粋3である。

〈抜粋3〉

01 P12:ちょうどコアプログラムで「愚痴と相談」をやっていた時期で、ここのホールでみんなで話してる時は、ちょっと愚痴が多くなっちゃってというのが(笑)。でも愚痴を言った方がいいんだってのがあってから愚痴をはいて、みんなで話をしてたってのがあって

02 P14:それがずーっとずーっとになっちゃって。盛り上がり過ぎちゃって(笑)。やっぱり中に何回かきるとどこが押さえどころっていうのがわかるけど。たぶんそれが分からない。言ってたんだよね、うちらも。(P16を見ながら。見られたP16は「うんうん」と深く頷き同調を見せる)。あんまりあれしないほ

うがいい、とか言ってたけど。たぶんその本人が感覚が掴めなかったと思う。何回か言ってたんですけど

03 P16:それ以上になると「注意」受けるよ、大事な時だからやめときな、と彼女に言ってたんですけど。こっちがそういうひと、見てきたからとかって、他の工場とかの話すると、[P13は]「自分は我が強くてそれでいいんだ」って[返してきた]

抜粋の冒頭(01行目)で P12が、コアプログラムで「愚痴と相談」をテーマにしていた時期に、「このホールでみんなで話してる時は、ちょっと愚痴が多くなっちゃってというのが(笑)」と、グループワークではない場面で、受刑者のあいだで話しをする時も愚痴が多くなっていたことを回想する発言をすると、それに応じるように P14が「それがずーっとずーっとになっちゃって。盛り上がり過ぎちゃって(笑)」(02行目)と発言を始める。そして続けて、「やっぱり中に何回かきてるとどこが押さえどころっていうのがわかるけど。[P13は]たぶんそれが分からない」(02行目)と言い、さらに、「言ってたんだよね、うちらも。あんまりあれしないほうがいい、とか言ってたけど。たぶんその本人が感覚が掴めなかったと思う。何回か言ってたんですけど」(02行目)と続ける。以上のように P14は、過去の受刑経験から刑務官が注意をする内容やタイミングの感覚がつかめてくること、そして、そうした自身の受刑経験に基づいて P13に対して、アドバイスを繰り返したことを語っていると理解できる。次に、P16が P14の語り(02行目)に促されるように、「それ以上になると『注意』受けるよ、大事な時だからやめときな、と彼女に言ってたんですけど」(03行目)と、P14と同様に、P13にアドバイスをしたことに言及する。そして続く発言によると、「[P13は]『自分は我が強くてそれでいいんだ』って[返してきた]」とあり、P13はベテラン受刑者から刑事施設のなかでの振る舞いについてなだめられるが、それに応じる姿勢を見せなかったことがわかる。

抜粋3の一連のやりとりを見ると、コアプログラムで行われた「愚痴と相談」というテーマでのグループワークをきっかけとして、受刑者は、プログラム以外の場面でも、愚痴を言い合い盛り上がるがあったようである。ベテランの受刑者は、そのような受刑者間のコミュニケーションに上手く乗じつつ、「どこが押さえどころか」を見極め、M 寮での生活が施設の外により近い状態であると感じられても、刑事施設のルールには違反しないよう自らに徹底させていたのではないだろうか。ベテラン受刑者からは、P13は刑事施設のなかでの押さえどころを理解していなかったために、最終的には懲罰が執行されたと映ったのだろう。しかし、たとえ「支援的な処遇」を実践するセンターや M 寮が出所後の社会の環境と似ていると感じられたとしても、過去に受刑経験のある受刑者たちは、「自分たちが今いる場所が刑務所である」ということを理解して、プログラム受講者として許容されることと、受刑者として遵守すべきことを見極めようとしていたのではないだろうか。だとすれば、P13のように初めて刑務所に入った受刑者がそれを見極めるのは、至難なことだと言える。

(3)それは難しいとこだね

抜粋4は、Y1が、「P13の懲罰事案と同じようなことが起きないためにはどうしたらいいのか。自分なら何ができるのか」を受刑者に問いかけた後、P14が、刑務所で他の受刑者のトラブルに関わることの難しさを話す場面である。

72 受刑者は「支援的な処遇」をどう受け止めているのか

〈抜粋4〉

- 01 Y1:皆が心配していることや皆が言える範囲で伝えたことが上手く受け取れない時期がもし自分に起こったときにどうするかってことや、もし、自分が心配している状態が相手に起こったときに、自分なら何ができるのか？そういうことがほんとはいつも自由に相手にできるといいんだけど
- 02 P16:それこそ
- 03 P14:止めるのも。止めるのもだめ
- 04 P16:怖いよね
- 05 P14:止めるのもだめだし、あんまりこう、そういう時に入っていくのも刑務所のルールでは良しとしないから、それは難しいとこだね、その場では。そうなる時に。職員が来る前なら、ちょっと落ち着いた方がいいよ、そういうことは言えるけど。もうそうなる時はこっちは中に入れないから
- 06 Y1:だからさ、それが自分に起きた時にどうするって。単にモノを言うってことだけじゃないじゃない。ルール違反は、色々あるから

まず、Y1が、「皆が心配していることや皆が言える範囲で伝えたことが上手く受け取れない時期がもし自分に起こったときにどうするかってことや、もし、自分が心配している状態が相手に起こったときに、自分なら何ができるのか？」(01行目)と発言した後、P16が「それこそ」と切り出す、すぐに P14が「止めるのも。止めるのもだめ」(03行目)と Y1の発言に応答する。そうすると、P16が「怖いよね」(04行目)と P14の「止めるのもだめ」(03行目)の発言に対して同調するように応答する。以上の場面からは、刑務所で P13の懲罰事案のような人間関係のトラブルが起きた際、受刑者が、そのトラブルを「止める」ような行為をするのは、「怖い」と感じられているのがわかる。

その後、P14が「止めるのもだめだし」(05行目)と、03行目の自らの発言を言い直し、刑務所でのトラブルへの関わり方の難しさについて「止めるのもだめだし、あんまりこう、そういう時に入っていくのも刑務所のルールでは良しとしないから、それは難しいとこだね、その場では」(05行目)と続ける。この P14の発言は、冒頭の Y1の「P13の懲罰事案と同じようなことが起きないためにはどうしたらいいのか。自分なら何ができるのか」との問いかけへの応答である。続いて P14は、「職員が来る前なら、ちょっと落ち着いた方がいいよ、そういうことは言えるけど。もうそうなる時はこっちは中に入れないから」(05行目)と、職員が来る前などにアドバイスを程度は可能だが、トラブルの最中にそこに介入することはできないと言明する。以上のように、P14によると、刑務所では、受刑者が他の受刑者のトラブルに関わることは、たとえ仲裁であっても、「刑務所のルールでは良しとしない」ため、「難しい」ということがわかる。

続く、P16の「怖いよね」(04行目)や P14の「それは難しいとこだね」(05行目)も、刑務所の中で他の受刑者のトラブルに関わることは、ルールに違反し自分を不利な立場にさせる可能性のある、リスクが高いことだと受刑者たちが考えていることがわかる。そういう場合に、「何ができるのか」と問われても、受刑者たちは「何もしない」、あるいは、「何も考えない」以外の選択肢を選ぶことがきわめて難しい状況に置かれていると言えるだろう。ただし、急いで付け加えておきたいのだが、Y1の〔他の受刑者にトラブルが起きたとき〕「自分には何がで

きるのか」との問いかけは、必ずしも、トラブルを仲裁することを受刑者に促しているわけではないように思われる。それはむしろ、「人間関係のトラブルは、場所を問わずどこでも遭遇するものだが、そのトラブルに介入しようとしたとき、刑務所の外では自由にできることも、刑務所の中では制約を受けるのではないか」ということを示唆する問いかけであるように考えられる。

(4)何か元通りになったんで、えっー！みたいな

抜粋5は、P13の懲罰事案の後、受刑者間で自由に会話をする事ができるなど、「支援的な処遇」を行っていた「M寮」が「普通の工場」、つまり従来の刑務所のように「戻って」いったと受刑者たちが受け止めていたことについて、それぞれの想いを話す場面である。

〈抜粋5〉

01 P16:ぜんぜん違う、びっくりしましたもん。これ[過去に入っていた刑務所での規則]がないから。これがないから。(と言いながら、手を横に上下に動かす)あれ?とか思っちゃって。面接とかしてても、「ぜんぜん他と違うんですね」、なんて言って。まあ自分はそれ[過去に入っていた刑務所での規則]が身につけているじゃないですか。でも、今度は誰か[P13]が居なくなっちゃったじゃないですか。何か元通りになったんで、えっー！みたいな。だから戸惑いかもー。落ち着かないですよ。気持ち

02 Y1:だから、その変化を一番感じてるのは皆だから。皆はすごい[[聞き取り不可]]だから

03 P14:初めはきつかったよね。えなんか、え何で注意されてるのか分からないから。理由がわかんなくて。えーって、急にかわって。全部、教えてくれれば注意されてると[わかるけど]。注意されるのがストレスなんです、ここでは。何か悪いことやって注意されるわけではないから

04 P11:ちっちゃな戸惑いはそれこそあった

05 P14:あったね！(強く同意)2週間くらいきつかった。でももう何か慣れちゃった。(P16・P11、笑い)今度は慣れちゃってそっちに。今、慣れてきてる

06 P12:今はもう何か普通の工場[従来の刑務所]と変らないような感じだよね

07 P14:そうそう。それにやっと慣れてきたかな

08 P16:そこはやっぱりもう経験なんだよ、ね(P14と頷き合う)

09 P14:そうそうそう

10 P12:センターとは、ちょっと違うような感じ

11 P14:どっちがいいかね。今のほうが楽かも知れないね

12 Y1:そうね、考えなくていいからね

13 P14:考えない。何も考えない

14 Y1:私は考えて欲しかったのよ

(一同 大笑い)

74 受刑者は「支援的な処遇」をどう受け止めているのか

P16は、入所当初のセンターが過去に入った刑務所と異なる様子だったため驚いたことを表明し、それに続けて、「でも、今度は誰か[P13]が居なくなったじゃないですか。何か元通りになったんで、えー！みたいな。だから戸惑いがもー。落ち着かないですよ。気持ち」(01行目)と発言すると、Y1が「だから、その変化が一番感じてるのは皆だから」(02行目)と応答する。P16の「元通りになった」や Y1の「その変化」というのは、過去に受刑経験のある受刑者たちから、従来の刑務所と全く異なると思われていたセンターの運用が、一般的な刑務所の運用に近づいたように感じられたことを意味している。以上のやりとりは、P13の懲罰事案を契機に、センターが従来の刑務所へと変化していくように感じた受刑者たちが、それを「落ち着かなさ」や「戸惑い」として表明する場面である。

続いて P14が、「初めはきつかったよね。えなんか、え何で注意されてるのか分からないから。理由がわかんなくて。えーって、急にかわって。全部、教えてくれれば注意されると[わかるけど]」(03行目)と発言する。これは、P16の01行目の発言と同様に、センターの運用が、急に従来の刑務所の規則に変わったように感じられた P14が、その戸惑いを述べる場面である。P14は、それまで問題視されなかったことが突然注意を受ける対象になったこと、そしてなぜ自分が注意を受けているのか理由が示されないことがストレスになっていたことを語る。そして続けて、「注意されるのがストレスなんです、ここでは。何か悪いことやって注意されるわけではないから」と、ここでの発言を締めくくる。その後、P11が「ちっちゃな戸惑いはそれこそあった」(04行目)と発言すると、P14が「あったね！(強く同意)2週間くらいきつかった。でももう何か慣れちゃった。(P16・P11、笑い)今度は慣れちゃってそっちに。今、慣れてきてる」(05行目)と応答すると、続けて P12が、「今はもう何か普通の工場[従来の刑務所]と変わらないような感じだよね」(06行目)と発言する。以上は、受刑者たちが、センターが「普通の工場」と変わらなくなってきたと感じていることについて口々に「慣れてきた」と話す場面である。

抜粋5の場面からは、過去の受刑経験から刑務所の規則に無批判に従うことが望ましいと考えている受刑者(P16)が、「支援的な処遇」を実践するセンターに入り、過去に収容されていた刑務所との様子の違いに、驚きとともに、ストレスを感じていることがわかる。そうしたセンターでの生活に受刑者たちが自らを適応させようと努力し、次第に慣れてきたところで、P13の懲罰事案が発生し、これを契機に、今度は、「支援的な処遇」を実践するセンターが、従来の刑務所のあり方へと揺り戻されてゆくように受刑者たちに受け止められているように見える。受刑者たちが、これまで問題視されなかったことが、突然、注意を受ける対象になるといった変化を経験し、再び、ストレスを感じるようになったのは、このような中で起きたことである。受刑者たちにとって、この「揺り戻し」は、刑務所内のルールに従いつつも、刑務所外の生活やコミュニケーションをモデルとする環境に身を置くことを意味するため、受刑者たちはそのふたつの環境の間を揺れ動き、自身にとってより「楽」と感じられる方を選択するようになったことがうかがえる。

(5)急に「注意」になったからそれはちょっと戸惑ったかな

ここでは、Y1が、P13の懲罰事案が起きる前の M 寮のルールについて、受刑者に問いかける場面を取り上げる。受刑者は、「M寮」が、今は、何をしても「交談許可」という、受刑者間で話しをするために職員から許可をとる必要があることを話す。

Y1が「その前のM寮のルールってなに？」(01行目)と問いかけ、P14が「時間。洗濯。何かやる時間とか、皆

で声かけあって」(02行目)と応答し、以前は何かやるときには皆で声をかけあっていたことを話すのが抜粋6の冒頭である。

〈抜粋6〉

01 Y1:その前のM寮のルールってなに？

02 P14:時間。洗濯。何かやる時間とか、皆で声かけあって

03 P12:声かけあって。そのうちここ[ホール]掃除するようになって、声かけあってやらないと、まあ慣れてるからって言っても、声かけ合ってやらないと、分からないときってあるから。そういう時にはやっぱり…「交談許可」(Y1に聞こえるようゆっくりとはっきりした口調で)っていうのを先生にいちいち取ってから話しをしなければいけないから、すごく大変で。だったら、だったら、もう言わなくてもいいかなみたいな感じで。そのまま黙々と掃除をする。コミュニケーションっていったものが全然なく

04 Y1:「ここ掃除するよ～」て誰かが声かけて、そしたら「はい」って出てきて、皆がやるって感じだったのかな？前は？

05 P12:「あそこやろうね」、「ここはこうだよ」って話しのときに、交談許可をいちいち取らないといけなないで

06 P11:でもまあ、他の工場とかはそうなんですけど、ここは違かったんで、けっこう自由に、「ここやったから、そっちしてくれる」とかっていうのが出来たけどー。またいま他の工場と同じかたちで、ひとつひとつ、「掃除の件で許可願います」って。そういう変化はありますよね

07 P14:先生来るまで待ってないといけない

08 P16:「何で一待ってー」とか言われるから

09 P12:「交談許可とってないから、しゃべらないで」とかそういうことも言われるから

10 P14:それはもう、「そうしますよ」って言われてるならうちらもいいんだけど。急に、急に先生に注意されると、やっぱり、それがストレスだったの、一番

11 P16:あとはもう、職員の先生によって違うから、その、決めてるところが

12 P14:今まではそうしていいよってことがさ、急に「注意」になったから、それはちょっと戸惑ったかな

02行目のP14の発言のあと、P12が「声かけあって」(03行目)とP14の発言を言い直したうえで、「そのうちここ[ホール]掃除するようになって、声かけあってやらないと、まあ慣れてるからって言っても、声かけ合ってやらないと、分からないときってあるから。そういう時にはやっぱり…『交談許可』っていうのを先生にいちいち取ってから話しをしなければいけないから、すごく大変で」(03行目)と発言をする。さらにP12は、「だったら、だったら、もう言わなくてもいいかなみたいな感じで。そのまま黙々と掃除をする。コミュニケーションっていったものが全然なく」と言い、発言を終える。このP12の発言は、Y1の「その前のM寮のルールってなに？」(01行目)との発言への応答であるが、内容としては、P13の懲罰事案以降のM寮の変化にかんする話となっている。P12によると、たとえばM寮のホールの掃除をするとき、以前は受刑者間で声をかけ合ってやっていたが、現在は、「交談許可」を「先生にいちいち取ってから」話しをしなければならなくなった。その都度、許可を取るのが面

76 受刑者は「支援的な処遇」をどう受け止めているのか

倒に感じられ、今では、黙々と掃除をするようになり、寮内の受刑者同士のコミュニケーションが無くなったのだと理解できる。P12のこの発言のあと、Y1が、『『ここ掃除するよ～』で誰かが声かけて、そしたら『はい』って出てきて、皆がやるって感じだったのかな？前は？』(04行目)と、最初の自らの問いかけである、P13の懲罰事案が起こる以前のM寮のルールについて確認的な問いかけを行うと、P12が再び、『『あそこやろうね』、『ここはこうだよ』って話しのときに、交談許可をいちいち取らないといけないうで』(05行目)と応答するが、ここでも、内容は、Y1が問おうとしている「以前のM寮のルール」というよりは、「交談許可」が必要になった現在のM寮のルールに焦点が当てられている。その後、受刑者は、「交談許可」をテーマに口々に現在のM寮の状況について発言する。P11の「でもまあ、他の工場とかはそうなんですけど、ここは違かったんで、けっこう自由に、『ここやったから、そっちしてくれる』とかってというのが出来たけどー」(06行目)との発言が示すように、受刑者たちからは、M寮の中では受刑者間で話しをするときに「交談許可」を取る必要がないと受け止められている。また、P13の懲罰事案のあと、急にM寮の中でも「交談許可」をとらなければならないとなり、それがセンターの変容をあらわす象徴的な出来事として受刑者たちに受け止められていることがわかる。

次に、抜粋の終盤の発言に注目したい。P14が、「それはもう、『そうしますよ』って言われてるならうちらもいいんだけど。急に、急に先生に注意されると、やっぱり、それがストレスだったの、一番」(10行目)と発言し、続いてP16が、「あとはもう、職員の先生によって違うから、その、決めてるところが」(11行目)と発言すると、再びP14が、「今まではそうしていいよってことがさ、急に『注意』になったから、それはちょっと戸惑ったかな」(12行目)と発言する。引き続き話題は、「交談許可」に関するものだが、ここでは、なぜそれが、受刑者にとってストレスと感じられるのかが示されている。P14の『『そうしますよ』って言われてるならうちらもいいんだけど』や「今まではそうしていいよってことがさ、急に『注意』になったから」の発言からわかるように、受刑者に言わせれば、センターのルールが変わったことは周知されておらず、今まで通り、M寮のルールに沿って生活をしようとしていたが、それが、職員からの注意の対象になったという。さらに、P16によると、何をすれば「注意」になるのかが職員によって変わりうるため、その点でも受刑者の戸惑いは増すことになったとされている。

受刑者に「支援的な処遇」を行うセンターは、回復の観点から、従前の刑務所の規律を適用しつつ、様々な点で従来とは異なる運用をすることがめざされていた。しかし、センター入所者の懲罰事案をきっかけに、これまでM寮で認められていた自律的な行動が、突然「注意」を受けるようになる。このことは、受刑者たちにとって、M寮のルールは従来の刑務所の運用へと揺り戻されていったと感受されたのである。このように、ルールが可変的な環境に置かれた受刑者は、その都度、求められる状況や規則に自らを適応させ、その可変性の基準を常に見極めなければならない。もしも、その可変性の基準を見誤った場合、P13のように、懲罰を受ける可能性が頭をよぎる。刑務所において、「支援的な処遇」を行う場合、受刑者は絶えずこのような可変性から生じる痛みを晒される可能性があると言える。

5 「支援的な処遇」への戸惑いとよりましな「痛み」への回帰

5.1 「支援的な処遇」がもたらす「拘禁の痛み」

ここまでに見てきた事例から、センターでは、従来の刑務所処遇には見られなかった、「刑務所の外の社会」によく似た、受刑者の主体性を尊重した運用が試みられてきたことがわかる。プログラムを開発したNPO法人

Y代表のY1も、11月4日のセンターミーティングの中で「規則に従うだけでよい刑務所ではなく、センターで『本番〔注：「出所後の社会」の意〕』と同じような環境をつくることで、嫌なことや苦しいことがあった時に、どうしたら、クスリじゃない方向に切り抜けていけるのかを自分の頭で考えるようになって欲しい」と述べている。しかし一方で、本論文で提示した6つの抜粋における受刑者たちの語りを見ると、刑務所でありながら「社会内により近い」と謳われるセンターでの生活に自らを適応させるという難しさに、受刑者たちが戸惑い、苦痛を感じていたこともわかる。また、自主性を重んじるセンターの運用が、P13の懲罰事案を契機に従来の刑務所のあり方へと揺り戻されたように受け止められていた。そして、刑務所内の環境を「刑務所の外の社会」に近づけることで、制約された環境の中で自律的に行動することが求められる一方で、一般社会の中でもしばしば出くわす人間関係のトラブルに刑務所の中で遭遇しても、そこに介入することは自分を不利な立場に追いやる可能性のあるリスクの高い行動となりうるため、「何もしない」とか「何も考えない」選択をしなければならなくなる。さらに、p13の懲罰事案を期に、これまでは問題視されなかった行動に対して注意を受けるようになるなど、支援的な処遇の不確実性や可変性が顕在化し、そのことに受刑者たちはストレスや戸惑いを感じるようになった様子が示されていた。このことは「拘禁の痛み」を緩和する可能性をもつ「支援的な処遇」という刑務所処遇が、そのねらいとは逆に、受刑者たちに別種の「拘禁の痛み」をもたらすようになった可能性を示唆している。このことをより詳しく理解するために、「刑罰権力の軟化」という一連の議論を参照しよう。

5.2 「刑罰権力の軟化」がもたらす新たな「拘禁の痛み」

B. クルーは、刑罰権力が軟化すると、権力は権威主義的でないやり方で行使されるようになり、一種のネオ・パターナリズムの様相を見せると指摘している⁵⁾(Crewe 2011a, 2011b)。そして、その帰結として待ち構えているのは、「拘禁の痛み」の緩和ではなく、サイクスが指摘したものとは別種の「痛み」であるという。クルーはそれを「しんどさ(tightness)の痛み」と呼び、「不確実性の痛み」「心理学的アセスメントの痛み」「自己統治の痛み」の3つに分けて論じた。いずれも、受刑者たちに自由や自律を保障すべく行われた「支援的な処遇」によってもたらされる「痛み」であるが、本論文にかかわるのは「不確実性の痛み」である⁶⁾。「不確実性の痛み」とは、いつ・どのようなかたちで発動するかわからない刑務所の強制力にかかわって生じる痛みである。刑罰権力がいつどのように発現するのかを予測することは不可能であり、それをコントロールすることもできないため、受刑者は不安に陥る。本論文の中で取り上げた受刑者たちが「支援的な処遇」によって経験した戸惑いや苦痛は、まさにクルーが指摘する「不確実性の痛み」と重なるものである。

さらに、V. L. シャマスも、クルーの議論から影響を受け、「自由の痛み」という概念を提起している(Shammas 2014)。シャマスは、ノルウェーにある、被収容者に与えられた自由度が高い最小セキュリティの「プリズン・アイランド」という開放刑務所を事例として取り上げている。「プリズン・アイランド」の「生活環境はできる限り外界を反映したものになって」おり、さまざまな点においてその開放性や自由度が強調される一方で、そこに収容されている囚人は「一つだけ理解してほしいことがある。ここはまだ刑務所なのです」と述べる(Shammas 2014: 106)。言うまでもなく、「プリズン・アイランド」とセンターは開放の程度が異なっており、それらを同等のものとして対比させることはできない。しかし、このシャマスの研究から、拘禁という制約下では、かなりの程度で自由が保障されていたとしても、それがかえって被収容者たちの「痛み」を惹起することに

78 受刑者は「支援的な処遇」をどう受け止めているのか

なるという、本論文にとって重要な示唆を引き出すことができる。

5.3 よりましな「拘禁の痛み」への回帰

新たな「拘禁の痛み」の議論を踏まえ、あらためて本論文の事例を振り返ってみよう。P13の懲罰事案を契機としてセンターの処遇が揺り戻されることによって、受刑者にとっては「注意」や「懲罰」の対象となる行為の境界線が可変的でより複雑なものと感受されるようになった。過去の受刑経験から、刑務所では、無批判に「注意」を受け入れて規則に従うのが望ましいと考えている受刑者は、「注意」を受けることに敏感になる。そうした環境下の受刑者は「注意を受けることはここではストレス」と感受し、結果としてあえてM寮での生活よりも、過去の受刑経験で身に付けてきた従来の刑務所のルールに即した行動のほうを選択するようになる。受刑者たちは、いつ・どのようなかたちで発現するのか予測困難な「不確実性の痛み」を拒み、どちらかと言えば予測が可能な「確実性のある痛み」を選ぶようになったのではないだろうか。そして、彼女たちがこうした選択をするのは、どちらの道を選んでも「痛み」を伴うのであればよりましな道を選ぶといった具合に、従来の刑務所処遇によってもたらされる自由や主体性の剥奪といった「拘禁の痛み」に自らを再適応させることによって「不確実性」を取り除こうとする試みではないかと考えることができる。

6 受刑者の経験した「支援的な処遇」とは何であったのか

本論文では、受刑者が「支援的な処遇」をどう受け止めているのかを、センターの事例を通じて確認してきた。理念的には、「支援的な処遇」を刑務所処遇の中に制度的なレベルで取り入れ、従来の刑務所で行われてきた処遇では看過されることの多かった、拘禁によって受刑者たちにもたらされる不安や「主体性の剥奪」といった痛みに向け、彼女たちの薬物依存症の回復を図ろうとするものであった。「支援的な処遇」は、過去に受刑経験のある受刑者たちからも「(従来のやり方とは)ぜんぜん違う」ものとして受け止められていたものの、ある懲罰事案をきっかけにして「元通り」に戻ってしまった。もちろん、今回提示したデータはある一時点での出来事を切り取ったものであるため、それをもって、この「支援的な処遇」について断定することはできないが、少なくともある一時点において、受刑者たちが「支援的な処遇」とその変容に戸惑いや苦痛を覚えていたことは間違いない。そして、より重要なのは、「支援的な処遇」が「拘禁の痛み」を緩和していたとは言い難いということである。

センターでは、「支援的な処遇」という進歩的な取り組みが実践されていた。「支援的な処遇」は、刑務所が刑罰の執行機関として元来有している構造によって生じる「痛み」や女性特有の「痛み」を低減させる可能性があったと言える⁷⁾。しかし、「支援的な処遇」もまた、「不確実性の痛み」や「可変性から生じる痛み」を産み出すために、受刑者たちはよりましな「痛み」の選択へと追い込まれていた。受刑者たちは、できるだけ「痛み」を低減させようと、その「不確実性」を取り除こうとしていた。それによって、「支援的な処遇」がもたらす「痛み」として先行研究で指摘されていたのとは別の、従来の「拘禁の痛み」に自らを再適応させざるをえないという「拘禁の痛み」が生じてしまうことが明らかになった。

注

- 1) サイクス自身は性的関係を「異性関係」に限定しているが、平井によると、近年、サイクスの流れをくむシャマス(2017)においては、「異性関係の剥奪」を「自発的な性的関係性の剥奪」と読み替えるべきと指摘されており(平井 2022)、本論文でもその方針に従う。
- 2) 平成27年に覚せい剤取締法違反で出所した受刑者に占める5年以内の刑務所再入率(満期釈放者と仮釈放者を合計した総数)は46.3%となっている。以下同じく、殺人で出所した受刑者の5年再入率は8.5%、強盗は18.0%、窃盗43.9%となっている。『令和2年版 犯罪白書』では、覚せい剤取締法違反で出所した受刑者の5年以内再入率は、窃盗とともに、他の罪名の出所受刑者と比べて高くなっていると指摘されている。(法務総合研究所 2020)
- 3) 「いきいき・きょうせいプラン2019」は、当該論文に付されている注には、「再犯防止推進計画に盛り込まれた施策のうち、2019年度に関係機関と連携しながら矯正全体で取り組むための指針と具体内容を取りまとめたもの」と書かれている。(谷之口 2020: 79)
- 4) この点について、法務省に確認を依頼したさいに、「当該箇所はあくまで著者らによる推論・解釈であり、少なくともX刑務所が『拘禁の痛み』を打ち消す意図をもって『支援的な処遇』を実施しているものではない」との意見が寄せられたことを付記しておく。
- 5) ネオ・パターナリズムにおける刑罰権力は、囚人に対して、良識と配慮と援助を提供することを通じて、当局が設定した「更生」という名の「賢明な選択肢」へとその人を導き、機会を与え、その人の「より良い自己」に訴えかけるが、もしも囚人が情性に屈したり、自身の「最善の利益」を認識していないと見なされた場合にはより強固かつ強制的に罰を与えるという(Crewe 2009:144)。
- 6) 「不確実性の痛み」以外の「心理学的アセスメントの痛み」と「自己統治の痛み」については、平井(2022)で詳しく説明されているのでそちらを参照されたい。
- 7) この点について、法務省に確認を依頼したさいに、「当該箇所に記載されたような効果が出る可能性を否定するものではないが、『支援的な処遇』を行うことで『痛み』を打ち消そうとする意図は X 刑務所にはない」との意見が寄せられたことを付記しておく。

参考文献

- Crewe, B., 2009, *The Prisoner Society: Power, Adaptation and Social Life in an English Prison*. Oxford: Oxford University Press.
- , 2011a, “Depth, weight, tightness: Revisiting the pains of imprisonment,” *Punishment & Society*, 13(5), 509-529. <https://doi.org/10.1177/1462474511422172>
- , 2011b, “Soft power in prison: Implications for staff-prisoner relationships, liberty and legitimacy,” *European Journal of Criminology*, 8(6), 455-468. <https://doi.org/10.1177/1477370811413805>
- Goffman, E., 1961, *Asylums : essays on the social situation of mental patients and other inmates*, Anchor Books, Doubleday & Company Inc(=1984, 石黒毅訳, 『アサイラム : 施設被収容者の日常世界』誠信書房)

80 受刑者は「支援的な処遇」をどう受け止めているのか

浜井浩一, 2006, 『刑務所の風景 : 社会を見つめる刑務所モノグラフ』日本評論社.

平井秀幸, 2015, 『刑務所処遇の社会学——認知行動療法・新自由主義的規律・統治性』世織書房.

——, 2021, 「『回復／支援』者としての刑務所職員? ——『女子依存症回復支援モデル事業』のフィールドワーク (1)」第94回日本社会学会当日報告原稿.

——, 2022, 「『ハーム』のない刑務所は可能か? ——『拘禁の痛み』を再考する」森岡正芳, 東畑開人編『心の治療を再考する : 臨床知と人文知の接続』金剛出版, 90-99.

平井秀幸・加藤倫子, 2020, 「『後発型』調査はどうあるべきか ——『女子依存症回復支援モデル事業』のフィールドワークに向けて②」第93回日本社会学会当日報告原稿.

法務総合研究所, 2020, 『令和2年版犯罪白書——薬物犯罪』法務総合研究所.

加藤倫子・平井秀幸, 2022, 「社会調査はいかに『失敗』に至るのか? ——『トラブル』から『中止』に至る調査の過程を開示する」『札幌学院大学人文学会紀要』111:131-153.

松本俊彦, 2018, 『薬物依存症』筑摩書房.

大嶋栄子, 2019, 『生き延びるためのアディクション——嵐の後を生きる「彼女たち」へのソーシャルワーク』金剛出版.

Sexton, L., 2015, Penal subjectivities: Developing a theoretical framework for penal consciousness. *Punishment & Society*, 17(1), 114-136.

<https://doi.org/10.1177/1462474514548790>

Shammas, V. L., 2014, "The pains of freedom: Assessing the ambiguity of Scandinavian penal exceptionalism on Norway's Prison Island," *Punishment & Society*, 16(1), 104-123.

<https://doi.org/10.1177/1462474513504799>

——, 2017, "Pains of Imprisonment," Kerley, K. R. ed., *The Encyclopedia of Corrections*, New York: John Wiley & Sons, 679-683.

Sykes, G., 1958, *The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison.*, Princeton, NJ: Princeton University Press(=1964, 長谷川永・岩井敬介訳, 『囚人社会』日本評論社)

谷之口國江, 2020, 「X 刑務所における『女子依存症回復支援モデル事業』について」『刑政』131(3), 78-86.